

逗子市運動・スポーツ習慣化促進事業に係るデータ分析等業務委託仕様書

逗子市（以下「本市」という。）が委託する運動・スポーツ習慣化促進事業に係るデータ分析等業務は、次のとおりとする。

1 業務委託名

逗子市運動・スポーツ習慣化促進事業に係るデータ分析等業務委託

2 業務の背景及び目的

運動・スポーツ習慣化促進事業（以下「促進事業」）では、コロナ禍により、身体活動量が低下している市内在住 65 歳以上の高齢者であって、特にこれまで運動習慣のない 200 人を対象とし、当該事業の事前事後に体組成計による計測及びアンケート調査を行った上で、活動量計を装着した状態で軽運動（歩行）や、体感ゲーム（e スポーツ）等の活動に参加し、定期的に活動データを収集する。

当該参加者の興味のあるイベントを継続的に実施すること、また運動に参加した際の身体活動量を可視化することで、参加者の運動継続のモチベーションを保持しながら、活動期間中収集した各種データに加えて、その他のデータを収集・集計及び多角的に分析することで運動習慣化のメリットについて考察を行い、市内在住高齢者の健康寿命の延伸を目的とする高齢者の運動習慣化の定着に向けた取り組みを実施し、報告書を作成するとともに、次年度以降、市単独事業として発展的に実施することを目指す。

3 委託期間

契約締結日から令和 5 年 3 月 31 日まで

4 業務内容

主な業務内容は次のとおりとする。なお、詳細についてはプロポーザルでの提案内容を基に本市と協議を行い決定する。

(1) アンケート等の作成及びデータ等の収集・集計業務、運動・スポーツ習慣化のためのコンサルティング業務

① 運動・スポーツの習慣化のためのコンサルティング業務

促進事業の実施にあたり、事業全体を効率的に進行し、適正かつ効果的な結論が導き出せるように、事業の全体的な進行について管理を行うとともに、必要となるデータを正確に過不足無く抽出するための収集方法や、効果的な分析手法並びにその他データとの複合的な分析についても指導助言を行うものとする。

また、当該一連の業務を踏まえて、高齢者の健康寿命の延伸を目的とした、運動・スポーツの習慣化を本市に定着させるための提案を行うものとする。

なお、コンサルティング業務の一環として、促進事業の参加者のうち体感ゲーム（eスポーツ）の参加による検証が必要となった場合は、検証に必要な機材等を提供・貸与するもの。なお、eスポーツによる検証に必要な機材については、契約金額に含まれるものとし、必要なeスポーツの実施場所、提供方法等については発注者と協議のうえ、感染症等の拡大防止に係る対策を行い、円滑にeスポーツが実施できるようにすること。

② アンケート等の作成及びデータ等の収集・集計業務

運動・スポーツ習慣化促進事業に参加する200人を対象として、事前・事後の2回の身体計測及びアンケート調査の収集・集計、また活動量計・体組成計など各種機器等からのデータ収集・集計の業務。

なお、アンケートの質問項目は前年度の内容を十分に精査したうえで、スポーツ庁の指定項目と逗子市が作成した独自項目のいずれの質問項目についても調査を行うものとする。

(2) 収集データの匿名加工、集計データの分析、本市医療情報との複合的な分析、報告書（データ）の作成・納品

① 収集データの匿名加工

促進事業の参加者から収集したデータ及び日常生活圏域ニーズ調査（JAGES）については、個人情報の復元が不可能となるよう本市が指定した方法により、匿名加工を行うこと。

② 集計データの分析及びその他データとの複合的な分析

促進事業の参加者から収集・集計したデータの分析と発注者が保有する日常生活圏域ニーズ調査等との複合的な分析を行う。

③ 報告書（データ）の作成・納品

促進事業の成果報告書として、前述のデータの集計及び分析結果等を基に指定期日までに作成、納品する。納品する成果報告書は、書面（50頁程度の冊子）として100部納品するほか、本市のホームページ上に公開すること等を目的とした電子データとして納品する。

④ その他

促進事業の実施にあたっては、前年度からの事業の継続性を確保するため、「逗子市運動・スポーツ習慣化促進事業運営会議」との調整を十分に行い、データの収集、集計及び分析並びに施策等の提言については「逗子市運動・スポーツ習慣化促進事業運営会議」の意向を十分に踏まえた内容とすること。

5 業務体制

(1) 契約締結後速やかに構築までのスケジュール案（計画書）を提出すること。

詳細は、受託者、本市及び逗子市運動・スポーツ習慣化促進事業運営会議が協議の上、

決定する。

- (2) 責任者を明確にし、本業務を遂行するに当たり必要な人材及び担当者を確認すること。

6 業務報告

- (1) 受託者は本業務の遂行状況において、本市に随時報告を行うこと。
- (2) 業務着手時、着手届（指定様式）を提出すること。
- (3) 業務終了後、業務完了報告書（指定様式）を提出すること。

7 再委託の禁止

業務全体の再委託は原則認めない。ただし、業務の一部において書面により本市の承諾を得た場合は、この限りではない。

8 契約の解除

本市及び本業務の受託者は、相手方が本契約の状況に違反し、相当の期間を定めて催告したにも関わらず、当該違反が是正されないときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。なお、本条による契約の解除は、損害賠償の請求を妨げないものとする。

9 その他

- (1) 本契約の履行に当たっては、逗子市条例、規則、その他関連する法令等を厳守しなければならない。
- (2) 本契約に基づく成果物の所有権は、本市へ成果物の引き渡し完了したときに移転するものとし、成果物の著作権（著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む。）は成果物の引き渡しをもって本市に譲渡されるものとする。
また、受託者は、成果物に係る著作者人権格を将来にわたって一切行使しないものとする。ただし、本業務実施前より受託者が保有していた著作権、受託者のビジネスモデル及びノウハウ、システムに属するものを除く。
- (3) 本契約の履行に当たり、第三者が権利を有する著作物がある場合には、著作権その他知的財産権に関して必要な手続きを行い、使用料等の負担及び責任は受託者において負担することとする。
- (4) 受託者は、本契約の履行に当たり、受託者の行為が原因で利用者その他の第三者に損害が生じた場合は、その賠償の責めを負うものとする。
- (5) 受託者は、本契約の履行に当たり、誤謬等が生じた場合は、受託者が確実に責任をもって速やかに対応するものとする。
- (6) 受託者は、本契約の履行に当たり、知り得た機密、個人情報等をみだりに他に漏らし、又は業務以外の目的に使用してはならない。本業務終了後においても同様とする。

なお、本業務を通じて知り得た個人情報については、逗子市個人情報保護条例（平成 3 年逗子市条例第 18 号）の適用を受けるものとする。

- (7) 受託者は、本契約の履行に基づく業務を処理するため、本市から提供された資料等を本市の許諾なく複写又は複製してはならない。
- (8) 提案者による独自の提案がある場合は、受託金額の範囲内で行うこと。
- (9) 本仕様書に記載のない事項が発生した場合、あるいは、本仕様書の記載事項に疑義が生じた場合は、両者協議の上、決定するものとする。